

土木建築部発注工事における社会保険等未加入対策

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

○技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保

○法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

(中央建設審議会 提言 :平成24年3月)



《適正化指針》公平で健全な競争環境を構築する観点からは、社会保険等に加入し、法定福利費を適切に負担する建設業者を確実に契約の相手方とすることが重要 ！

【これまでの取組等】

1. 特定建設業者が締結する工事において、施工体制台帳の記載事項に健康保険等の加入状況が追加された

(平成24年11月より入契法第15条・建設業法施行規則第14条の2)

2. 下請契約を締結する全ての工事において、元請け業者による施工体制台帳の作成・提出が義務づけられた

(平成27年4月より入契法第15条)

3. 国から地方公共団体に対し、公共工事における社会保険等未加入対策として、社会保険未加入の元請業者の排除及び社会保険未加入業者との下請け契約締結の禁止や許可行政庁等への通報等、必要な措置を講じ、下請業者も含めて排除を図るよう

入札契約適正化法に基づき要請(平成28年6月通知入契法第20条第2項)をうけ、沖縄県の建設工事請負契約約款に社会保険未加入業者を一次下請業者としてはならないとする規定を設けた(平成29年3月より約款第7条の2)

※現段階では、発注者である県・元請業者における社会保険未加入の重要性に関する**共通認識を持つための措置**で、一次下請業者が社会保険未加入業者と確認された場合の元請業者に対するペナルティ措置は行っていない。

国土交通省による地方公共団体に対する取組方針

平成29年度、国土交通省は地方公共団体に対し、以下の対策を順次、検討・実施するとともに、状況に応じて追加的な措置を講じている

国土交通省の取組方針

●地方公共団体発注工事を社会保険加入業者に限定する取組の推進

●地方公共団体発注工事の積算における、法定福利費の計上状況をフォローアップ

●公共標準約款を改正し、元請に対し、下請を社会保険加入業者に限定する旨規定する

沖縄県の取組方針(案)

○入札資格参加は社会保険加入業者に限定する
(導入済み)

○工事請負契約約款に法定福利費を明示した内訳書(現場労働者に関する健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の法定の事業主負担分を明示)の提出を規定
(H30年度予定)

○工事請負契約約款に社会保険未加入業者を下請業者としない規定 (一次規定済、二次以下 H32年度予定)
○下請業者が未加入業者だった場合、元請業者にペナルティ措置を導入
(一次 H31年度予定、二次以下 H32年度予定)

今後の社会保険等未加入対策(一次)

【平成29年4月の取り組み】

- 発注者である県・元請業者における社会保険未加入の重要性に関する共通認識を持つために、建設工事請負契約約款に社会保険未加入業者を一次下請業者としてはならないとする規定を設けた。
(一次下請業者が社会保険未加入業者と確認された場合の元請業者に対するペナルティ措置はない)
- 社会保険の加入状況実態調査から、一次下請業者のほとんどが加入状況にある(3保険平均加入率99.6%)。建設業許可業者の社会保険加入促進のため、一次下請業者加入100%を目的に、次の取組を行う。

関係業界へ周知

平成30年6月1日

監督事務所において、一次下請業者に係る社会保険未加入状況の確認及び改善指導を開始
(平成30年6月1日以降に契約を締結する工事から適用)

※社会保険の加入に必要な法定福利費が適切に支払われるよう、約款において法定福利費を明示する規定を設けるとともに、その内訳書に下請業者の負担分を含めた上で算出して記入させる。

※元請業者は、下請業者へ見積依頼時に標準見積書を活用すること及び下請契約時は下請見積書で内訳明示された法定福利費の額を尊重するよう「受注者の皆様へ！」に追記し、元請業者へ指導を行う。

※下請業者は、標準見積書を活用し、必要な法定福利費を直近の元請業者に求めるよう「下請業者の皆様へ(留意事項)(案)」を作成し、下請業者へ指導を行う。

平成31年4月1日

一次下請業者が社会保険未加入建設業者である場合、受注者に対しペナルティー(例:違約金の請求、指名停止及び工事成績評定減点)の実施
(平成31年4月1日以降に契約を締結する工事から適用)

※ペナルティーを導入するには、法定福利費が元請業者から下請業者に対し適切に支払われている環境整備が必要

今後の社会保険等未加入対策(二次以下)

社会保険加入状況実態調査から二次以下の下請業者において3保険平均加入率90%以上の結果がえられた。
建設業許可業者の社会保険加入促進のため、二次以下の下請業者加入100%を目的に次の取組を行う。

平成30年2月



土木建築部発注工事では、全ての下請業者は社会保険加入者に限定(約款により未加入業者の下請禁止)の開始及び必要な法定福利費の確保について、関係団体を通し周知を図る。

関係業界へ周知

- ・建設業協会などの主要協会・商工会建設部会などに対し、説明会等を行う。
- ・周知・啓発ガイドを作成し、配布する

平成31年4月1日



監督事務所において、二次以下の請業者に係る社会保険未加入状況の確認及び改善指導を開始
(平成31年4月1日以降に契約を締結する工事から適用)

平成32年4月1日

- ・約款に社会保険未加入業者を二次以下の下請業者としてはならない規定を設ける。
- ・二次以下の下請業者が社会保険未加入業者である場合、受注者に対しペナルティー(例:違約金の請求、指名停止及び工事成績評定減点)の実施
(平成32年4月1日以降に契約を締結する工事から適用)

※ペナルティーを導入するには、法定福利費が元請業者から下請業者に対し適切に支払われている環境整備が必要